用

1 施設 (アリーナ) の利用料金

	区 分		ア リ ー ナ 利 用 料 金					
			普 通 利 用 料 金 (1時間当たり) 個 人 使 用					
			全館貸切使用		区分使用		までごとに	
			8 時から	12時から	17時から	1 区分	普通使用	回数使用
			12時まで	17時まで	2 1 時まで	(アリーナの半分)	(1回につき)	(11回につき)
入 場 料	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	円 880	円 1,110	円 1,850	円 640	円 90	円 900
等 し な 徴		一般	1,770	2, 220	3, 700	1, 100	100	1,000
い収場合	その他の何する場合	崔しに使用	8, 870	11, 110	18, 530	3, 230		
入場	アマチュアスポー	学生及び 生徒	1,770	2, 220	3, 700	910		
料 等 を	ツに使用する場合	一般	3, 550	4, 450	7, 400	1,540		
徴収する場合	その他の 催しに使 用する場 合	興行とし て行なう ものでな い場合	13, 300	16, 670	27, 790	5, 070		
		興行とし て行なう ものであ る場合	26, 610	33, 350	55, 600	9, 690		
	特別 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規 定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に その他の催しに使用する場合においては、普通使用料の額の2割に相当する額(100円未満の端数は切り上げる。)を別に徴収する。							

- 備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これ に類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
 - 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その 超える時間の1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時か ら12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時のときは17時から21時 までの区分の利用料金を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは30以上は1時間とし、 30分未満は切り捨てる。
 - 3 4月1日から翌年3月31日までの間において、毎週1回以上、かつ、3月以上の期間で、休日以外の日の午前8時から 午前10時までの間に使用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限 り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表1に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する 額とする。

7	
3月以上6月未満	9 5 パーセント
6月以上12月未満	8 5 パーセント
1 2月	75パーセント

4 8時から12時までの時間帯において、学校の部活動やスポーツ少年団の活動、学生・生徒のスポーツ活動に利用する 場合、アリーナの区分使用料金の1/2の額を適用する。(但し、大会等の開催がない日に限る。)

※この使用料には、消費税が含まれています。

 $(R 5.4.1 \sim)$

2 附属の施設又は影		利 用	料 金
区分	単 位	アマチュアスポーツ に使用する場合	その他の催しに使用 する場合
会議室	1時間までごとに	290円	690 ^円
ステージ	1時間までごとに	290	9 1 0
選手控室	1室1時間までごとに	2 4 0	480
放送設備	1時間までごとに	2 9 0	6 9 0
電光掲示板	1時間までごとに	3 5 0	6 9 0
ピアノ	1台1時間までごとに	5 5 0	1,120
いす (3人用)	1脚5時間までごとに	3 0	7 0
いす (1人用)	1 脚 3 時間までことに	2 0	4 0
机	1台5時間までごとに	3 0	7 0
体操用具	1式1時間までごとに	1,140	2,280
新体操用マット(単体)	1式1時間までごとに	1 9 0	4 0 0
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	1 5 0	3 5 0
バレーボール用具	1式1時間までごとに	3 0	7 0
テニス用具	1式1時間までごとに	4 0	9 0
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	4 0	9 0
バドミントン用具	1式1時間までごとに	3 0	7 0
卓球用具	1式1時間までごとに	7 0	1 4 0
フットサル用具	1式1時間までごとに	4 0	9 0
トランポリン	1式1時間までごとに	1 5 0	3 5 0
シャワー	1回につき	1	00 円

3 館内行為(条例第4条の規定による場合の使用料) 1人1時間までごとに200円

4 電気料(1時間当り) R 5.7.1改定

電力量	夏季(7~9月)	その他季節
2 0 kw	510円	490円
4 0 kw	1,020円	970円
6 0 kw	1,530円	1,460円
8 0 kw	2,040円	1,950円
1 0 0 kw	2,550円	2,430円
1 2 0 kw	3,060円	2,920円

※電気料及び暖房料は四半期ごとに改定されます。

5 暖房料(1時間当たり)

場所	使用区分	金額
観客席		現在使用できません
	全点火	4,960円
	半点火	2,480円
	7分の6	4,250円
アリーナ	7分の5	3,540円
, , ,	7分の4	2,830円
	7分の3	2,130円
	7分の2	1,420円
	7分の1	710円